

ESG と CSR

～期待される企業価値創造プロセスの開示～

経済環境調査部
主任研究員 伊藤正晴

これまで、投資先の企業を評価する際には財務情報の分析が中心となっていました。ESG 投資は、投資先の企業を評価する際に財務情報だけでなく、財務情報には表れない企業の環境 (E)、社会 (S)、ガバナンス (G) の3つの分野に関する ESG 情報も考慮する投資です。

「ESG 投資を考える」シリーズ第4回では、CSR (企業の社会的責任) の定義、ESG と CSR との関係、CSR のガイドライン等、ESG 情報開示の課題などについて紹介します。

CSR (企業の社会的責任) とは

CSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) とは、企業が顧客、株主、従業員、取引先、地域社会など、企業を取り巻くさまざまな利害関係者 (ステークホルダー) からの信頼を得るための活動とされています。具体的には、安全で高品質な製品やサービスの提供、社会的公正・倫理を保った活動、環境への配慮など、企業活動が社会や環境に与える影響に責任を持つことを言い、企業の持続的な成長を図るとともに、社会の持続可能性の向上に貢献することを目指しています。

ESG 投資は財務情報だけでなく、企業の開示する環境、社会、ガバナンスに関する情報も考慮する投資であることから、CSR は企業側の視点で、ESG は投資家側の視点で企業の社会的責任を見ていることとなります。そして、ESG 投資は CSR に対する企業の取り組みを評価する投資と行うことができます。

社会的責任のガイドライン等

社会的責任に関してはさまざまなガイドライン等があり、企業が取り組む CSR に関してもこれらガイドライン等が参照されています。そこで、社会的責任に関する国内外のガイドライン等のいくつかについて簡単に紹介します。

日本経済団体連合会（経団連）企業行動憲章

「企業は、公正な競争を通じて付加価値を創出し、雇用を生み出すなど経済社会の発展を担うとともに、広く社会にとって有用な存在でなければならない」として 10 の原則を示し、この原則に基づいて社会的責任を果たしていくことを掲げています。

OECD 多国籍企業行動指針

OECD は、多国籍企業に対して期待される責任ある行動を自主的にとるよう勧告するための「多国籍企業行動指針」を策定しています。「一般方針」、「情報開示」、「人権」、「雇用及び労使関係」、「環境」、「贈賄、贈賄要求、金品の強要の防止」、「消費者利益」、「科学及び技術」、「競争」、「納税」から成る幅広い分野において、責任ある企業行動に関する基準を定めています。

国連グローバル・コンパクト

人権、労働、環境、腐敗防止から成る 4 つの分野で合わせて 10 の原則を定め、企業が影響の及ぶ範囲内でこれらを支持し、実行に移すことを求めています。人権は「世界人権宣言」、労働は「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」、環境は「環境と開発に関するリオ宣言」、腐敗防止は「腐敗防止に関する国連条約」に由来しています。

ISO26000

ISO（国際標準化機構）が発行した、組織の社会的責任に関する国際規格です。持続可能な発展への貢献を目指したガイダンス（手引書）で、企業だけでなく、あらゆる組織を対象とした社会的責任の規格となっています。7 つの原則として「説明責任」、「透明性」、「倫理的な行動」、「ステークホルダーの利害の尊重」、「法の支配の尊重」、「国際行動規範の尊重」、「人権の尊重」、を掲げ、組織にこれらを行動規範として尊重することを求めています。さらに 7 つの中核主題として「組織統治」、「人権」、「労働慣行」、「環境」、「公正な事業慣行」、「消費者課題」、「コミュニティへの参画及びコミュニティの発展」を掲げています。

CSR を「社会貢献」と捉えることがありますが、これらのガイドライン等で示すように、CSR は企業経営の全プロセスの中に環境的配慮、社会的配慮などを組み込むことであり、これを CSR 経営や戦略的 CSR と呼ぶこともあります。また、社会的責任に関する情報開示に関しては、GRI（Global Reporting Initiative）が策定した「サステナビリティ・レポート・ガイドライン」（GRI ガイドライン）があり、CSR 情報の開示フレームワークとしての国際的なデファクトスタンダードとなりつつあります。

日本企業（2,000社）を対象としたアンケート調査¹では、「CSRに関する国内外のガイドラインについて」という質問で「GRI」、「経団連企業行動憲章」、「ISO26000」の3つについて回答企業（200社）の5割強の企業が「活用している」と答えています。また、「CSRのスタンダードを知っておくため」、「CSR活動全般における現状評価のため」、「CSR活動の取組み水準を向上させるため」ではISO26000と答えた企業が最も多く、「報告書等への掲載により対外的な評価を得るため」ではGRIと答えた企業が最も多かったです。

ESG情報の開示と課題

ESG投資では、企業が開示するCSRへの取り組みなどの非財務情報からESG情報を取得し、企業価値の評価などに利用します。株式を公開している企業は、環境報告書やアニュアル・レポートの一部、CSR報告書、Webサイトなどのさまざまな媒体で非財務情報を開示しています。特に、企業の社会的な責任に対する認識の高まりとともに多くの企業がCSR報告書を作成するようになり、豊富なCSR情報が開示されていますが、企業価値の評価に用いる際には課題も多いようです。

まず、現状のCSR情報の開示に対する課題としては、情報過多であることが指摘されています。CSRに関する情報が網羅的に記載されている報告書があり、企業価値への影響という観点でどの情報が重要なかわかりにくいことや、必要とする情報を探し出すのが大変であるなどの声があるようです。また、CSR報告書等は企業が任意に開示していることから、開示時点によって記載されている項目や内容が異なることがあるなどで、時系列での比較や他社との比較が困難との指摘もあります。

このような状況から、国際統合報告評議会（IIRC）が公表した国際統合報告フレームワークの活用が期待されています。このフレームワークに沿って作成される統合報告書では、企業における価値創造に焦点をあて、財務情報と非財務情報の区別なく、企業価値に影響する情報が簡潔に示されこととなります。しかし、現状では、統合報告書を発行している日本企業はそれほど多くはないようです。日本企業を対象としたアンケート調査（回答企業数423社）²によりますと、非財務情報の開示で企業が作成している報告書は、「CSRレポート／CSR報告書」が42.3%と最も多く、「環境報告書」が31.2%、「環境・社会報告書」が13.9%でした。そして、企業価値に焦点を当てて報告するものとして投資家が期待している統合報告書を作成している企業は13.7%にとどまっています。統合報告書は経営陣のリーダーシップのもと、各部門が連携して統合的に作成する必要があるとされ、その体制の整備や報告書の内容の検討には時間を要するのかもしれませんが、しかし、投資家が望むのは統合報告書という媒体ではなく、企業価値の創造に関するプロセスが開示されることです。したがって、例えば、多くの企業が作成し

¹ 一般財団法人 企業活力研究所「企業の社会的責任に関する国際規格の適切な活用のあり方についての調査研究報告書 平成26年3月」

² 経済産業省「環境報告書プラザに関するアンケート調査2014 結果報告書」

ている CSR 報告書や企業の Web サイトの CSR に関する活動報告などで、CSR 情報と経営戦略や企業価値を結び付けた情報開示を充実させることなどでも、投資家の ESG 情報に対するニーズに応えることができるのではないのでしょうか。

(次回予告 : ESG 投資が注目される背景)

以上